

## 返戻金制度に関する事項

パシフィックリーグマーケティング株式会社

許可番号：13-ユ-309137

被採用者が自己都合により入社後6ヶ月未満に退職した場合、弊社は退社時期に応じて、受領した報酬を下記の表に従い求人者へ返還するものとする。

| 退社時期      | 返還するコンサルティング料 |
|-----------|---------------|
| 入社から1ヶ月未満 | 80%           |
| 入社から3ヶ月未満 | 50%           |
| 入社から6ヶ月未満 | 10%           |

なお、被採用者が自己都合以外の理由で退職した場合（名目は自己都合であるが、本人の責に帰さない事由で退職した場合、整理解雇を含む会社都合退職または本人の死亡等を含むが、これらに限られない）は、上記の報酬返還は適用されません。

また、返戻金制度は採用支援サービス契約書により別の定めをする場合があります。